

マイナンバーカード代理受け取りの疎明資料については以下をご確認ください。

代理での受け取りが認められるやむを得ない理由	窓口で提示が必要な疎明資料
75歳以上の方	年齢が確認できる本人確認書類
病気・障がいのある方	障害者手帳、療育手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証
中学生以下	年齢が確認できる本人確認書類
高校生・高専生	学生証、在学証明書
施設入居者、長期入院者	顔写真証明書 長期入院中であることを証する書類 ※領収書、診療明細書
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書
成年被後見人、被保佐人、被補助人	代理権を証する登記事項証明書
妊娠している方	母子健康手帳
海外留学中の方	査証（ビザ）の写し、留学先の学生証の写し
社会的参加を回避し、長期に渡って概ね家庭にとどまり続けている状態の方	公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類

※上記の疎明資料とは別に、本人・代理人の「顔写真付き本人確認書類」も必要になります。本人確認書類が疎明資料を兼ねる場合もありますので、住民環境課までお問い合わせください。